

不利益処分

処分名	一般廃棄物の適正処理を確保するための改善命令
根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3
所管課	環境対策課

1 処分の内容

一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、一般廃棄物処理基準が適用される者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者）に対し、改善が必要な内容、程度に応じて、市が期限を定めて当該廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。

2 処分の要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3第1号に該当するとき。(別資料参考)

(別資料)

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第十九条の三（改善命令）

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。